

東京大学大学院農学生命科学研究科と福島県伊達市との連携・協力に関する協定書

東京大学大学院農学生命科学研究科（以下「甲」という。）と福島県伊達市（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力し、東日本大震災に関わる市の農林業復興及び大学における復興農学研究・教育の推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 市の農林業復興対策に関すること。
- (2) 大学の復興農学研究・教育に関すること。
- (3) 環境放射線に関する市職員等の研修・教育に関すること。
- (4) その他、双方が協議し必要であると認める事項。

（事業実施の方法）

第2条 前条に定める連携・協力事項の具体的な事業の実施に当たっては、双方の担当部署で協議し、決定するものとする。

（努力義務）

第3条 甲と乙は、この協定による事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

（期間）

第4条 この協定は、締結の日から3年間効力を有するものとする。ただし、双方のいずれか一方が期間満了の3ヶ月前までに異議を申し出ない限り、当該期間満了の日から3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第5条 この協定書に定める内容について変更が必要になったときは、甲と乙との協議によりその内容を変更することができる。

（その他）

第6条 この協定の実施につき疑義の生じた事項、又はこの協定に定めない事項については、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各々1通を保管する。

平成28年2月29日

東京都文京区弥生1丁目1番1号
東京大学大学院農学生命科学研究科長

福島県伊達市保原町字舟橋180番地
福島県伊達市長

丹下 健

仁志田 昇司